

瀬戸市森林整備変更計画

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 3 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 13 年 3 月 31 日} \end{array} \right)$

(令和 4 年 3 月 31 日 変更)

愛 知 県 瀬 戸 市

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 . . .	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	6
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）. . . .	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	8
第 2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき 旨の命令の基準	13
5	その他必要な事項	13
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類種別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	14
第 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . .	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	18
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 . .	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 .	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するた めの方策	18

3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	19
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	19
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4	その他必要な事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
III	森林の保護に関する事項	22
第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	22
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24

3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・ ・ 2 4
4	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 4
V	その他森林の整備のために必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
1	森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
2	生活環境の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 6
7	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ 2 6

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、名古屋市を中心部から東北へ約 20 km、愛知県の尾張東部地域北端に位置しており、北側は岐阜県東濃地域に、東側は愛知県西三河地域に隣接する東西 12.8 km、南北 13.6 km のほぼ円形の広がりを持つ都市である。三国山（標高 701 m）や猿投山（標高 629 m）を擁し北部から東部へと広がる山地と、尾張丘陵の一部をなす標高 200m 以下の丘陵地が市域の大部分を占めており、西部の標高 100m 付近からは小さな沖積平野が形成されている。

気象状況は、過去 10 年間（H.22～R.1）の平均値では気温約 15.8℃、年間降水量約 1,498 mm、年間降水日数 116 日で比較的温暖な気候である。

当市の森林面積は 6,299 ha で、市域の総面積 11,140 ha の 56% を占めておりその内訳は民有林 5,576 ha、国有林が 723 ha である。本計画の対象は地域森林計画対象民有林の 5,547 ha である。本市では古くから「やきもの」の町として窯業が栄え、森林の大部分はかつて燃料材の採取と窯業原料や土砂等の採掘によって荒廃し洪水等の災害が頻発したが、明治末期からの治山・砂防事業により復旧した歴史がある。市域の潜在自然植生はシイ・カシ類を中心とした常緑広葉樹林帯であるが、これらの種が優占する森林は前述の歴史等からごく僅かに分布するのみであり、天然林の大半はアカマツ、コナラ、アベマキ等を主林木とする二次林で遷移の途上にある。本計画区域の人工林率は 40% で県下全域の 66% よりかなり低く、また、人工林の 61% はマツ類が主林木である。これは、かつて治山事業等によってクロマツ等が植栽されたことによるものである。人工林の齢級別では、8 齢級以下の森林は 5.16% にすぎず、9～14 齢級の森林が 44% を占めている。

今計画期間内に標準伐期齢に達する、もしくは達している森林は、スギ・ヒノキ人工林では 91%、マツ類人工林では 98% に及ぶが、木材価格の低迷等経済的な事情から伐期が延長される傾向が強く、昨今では市内においては林業目的の伐採はほとんどされていない。また、天然林については、地元自治会等によって一体的に所有管理されている山がある一方で、かつての山林分譲ブーム等で細分・販売された山が散見され、資産保有を目的とした森林所有者も相当数にのぼると推定される。自己の所有する山林の境界が不明であったり、所有者によっては他の用途への転用を望む傾向も見られたりしており、全般的には林業生産活動等の停滞によって、管理の不十分な森林が増加し森林の公益的機能が低下す

ることが危惧されている。

また、近年、森林に対する地域住民の意識や価値観が多様化し、木材生産機能のみならず、生活環境の保全、水源の涵養、保健文化機能等の公益的機能が要求されている。

こうした現状から、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、森林を健全な状態に維持し、又は期待される機能を最高度に発揮させることができる森林の状態へと誘導するための森林整備を基本とし、多様な森林施業への取組を助長するための施策が求められているところである。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源 地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため 池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵 養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を 推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点か ら、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木 の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に 伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る こととする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、 奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層 林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機 能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切 な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす おそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防 備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山 地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森 林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、 地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の 縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、 自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用

	した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注１： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注２： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属知性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

尾張西三河地域森林計画の方針に基づき、中部森林管理局愛知森林管理事務所、県、森林所有者、市等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化等、長期展望に立った林業諸施策を総合的な実

施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
本市全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（1）主伐の方法

皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20haご

とに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意すること。

また、集材方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁官通知)を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

(2) 主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図るものとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期 の目安 (年)
	生産目標	期待径級 (cm)	

スギ	心持ち柱材	1 8	4 0
	一般建築材	2 8	5 5
	造 作 材	3 6	7 0
ヒノキ	心持ち柱材	1 8	4 5
	一般建築材	2 8	6 5
	造 作 材	3 6	8 0
マツ類	一 般 材	1 8	4 0
	長 尺 材	2 8	7 0
広葉樹	きのこ原木	1 0	2 0

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

（1）人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ等有用広葉樹

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は産業政策課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	密仕立て	5, 0 0 0	海布丸太を目標とするものは、この限りでない。
	中仕立て	3, 5 0 0	
	疎仕立て	2, 5 0 0	
ヒ ノ キ	密仕立て	5, 0 0 0	
	中仕立て	3, 5 0 0	
	疎仕立て	2, 5 0 0	
マ ツ 類	密仕立て	4, 5 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
広 葉 樹	密仕立て	4, 5 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は産業政策課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植付けの方法・時期	自然条件および既往の造林方法等を勘案するとともに、春又は秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする

	場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できるものとする。 また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。
低コスト造林	1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況や、気候、地形、土壌等の自然的条件、また林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、別添の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	
広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

天然更新の完了基準

更新完了の判断基準	① 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 ② 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数に10分の3を乗じた本数が確保されているものとする。 ③ 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
-----------	---

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新作業の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹種	期待成立本数
広葉樹	10,000本/ha

注：樹高は30cm以上とする

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により

確実に更新を図る。

(ア) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha 程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合は、1haにつき1箇所設定する。

(イ) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(1)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の10分の3を下回るものについて、その後2年以内に10分の3以上となるよう植栽するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、原則人工林とする。

ただし、伐採方法が皆伐でない場合、伐採後の天然更新が確実に見込まれる場合、伐採規模が小面積(1ha未満)の場合等は、この限りではない。

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1(1)による。

イ 天然更新の場合

2(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹

種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として 10,000 本/ha とする。

5 その他必要な事項

特になし

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）			標準的な方法	備考
			初回	2 回目	3 回目以降		
スギ	密仕立て	5,000	1 6	2 2	2 9	間伐率は、材積で概ね 35 % 以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする	
	中仕立て	3,500	1 6	2 4	—		
	疎仕立て	2,500	1 6	2 4	—		
ヒノキ	密仕立て	5,000	1 6	2 2	2 9		
	中仕立て	3,500	1 6	2 4	—		
	疎仕立て	2,500	1 6	2 4	—		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な樹齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は 10 年、標準伐期齢以上の場合は 15 年とする。

2 保育の種類種別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16		
下刈	スギ	2	1	1	1	1	1	1	1				植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ	2	1	1	1	1	1	1	1					
つる切	スギ									1	1		下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1	1			
除伐	スギ									1	1		造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。実施時期は、6月から8月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1	1			
枝打ち	スギ									1	1	1	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。	
	ヒノキ									1	1	1		

3 その他必要な事項

育成複層林においては、下層木の育成に必要な林内照度を確保するため、生育状況に応じて上層木の伐採及び枝打ちを行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進す

べき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。森林の区域については、別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
50年	55年	50年	50年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能増進森林以外の森林は別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を推進するものとする。

それぞれの森林の区域については別表２のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
８０年	９０年	８０年	８０年	４０年

２ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林は別表１のとおりとする。

（２）施業の方法

適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

別表 1

区分	森林の区域	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	3 林班への一部、13～16 林班、18 林班は～と、り、か、ち、る、ろ、ぬ、お、わ、21 林班い、は、22 林班ほ～り、29 林班は、に、41 林班に～よ、42 林班ろ～り、43 林班ろ、49 林班、50 林班、78 林班い～と、79 林班、105 林班はの一部、109 林班いの一部、110 林班ろ～に	1,796.62
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	1 林班、3 林班への一部、7 林班、8 林班、22 林班い～に、23 林班、24 林班、29 林班ろ、31 林班い、40 林班、42 林班い、43 林班い、44 林班、45 林班、53 林班い、64 林班、66 林班、69 林班、80 林班、81 林班、82 林班、83 林班ろ、84～88 林班、90 林班、91 林班、95 林班い、96 林班、105 林班はの一部、109 林班いの一部	1,488.25

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	3 林班への一部、1 0 5 林班はの一部、1 0 9 林班いの一部	11.94
保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	2 林班、3 林班への一部、4 1 林班い～は、8 6 林班、9 0 林班、1 0 5 林班はの一部、1 0 9 林班いの一部	430.34
木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし

別表 2

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1 3 ～ 1 6 林班、1 8 林班は～と、り、ぬ、お、わ、2 1 林班い、は、2 2 林班ほ～り、2 9 林班は、に、4 1 林班に～よ、4 2 林班ろ～り、4 3 林班ろ、4 9 林班、5 0 林班、7 8 林班ろ～と、1 1 0 林班ろ～に	1,521.75
長伐期施業を推進すべき森林		1 林班、2 林班、3 林班への一部、7 林班、8 林班、2 2 林班い～に、2 3 林班、2 4 林班、2 9 林班ろ、3 1 林班い、3 8 林班に、4 0 林班、4 1 林班い～は、4 2 林班い、4 3 林班い、4 4 林班、4 5 林班、5 3 林班い、6 4 林班、6 6 林班、6 9 林班、8 0 林班、8 1 林班、8 3 林班ろ、8 4 ～ 8 8 林班、9 0 林班、9 1 林班、9 5 林班い、9 6 林班、1 0 5 林班はの一部、1 0 9 林班いの一部	1,726.49
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業(択伐によるものを除く)	該当なし	該当なし

	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
特定広葉樹の育成を行う施業を推進すべき森林		該当なし	該当なし

なお、保安林及び愛知県自然環境保全地域特別地区については、各法令で定められている施業方法を遵守すること。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在瀬戸市内では森林整備を実施している NPO 法人はない。
今後、NPO 法人が森林整備を実施するうえで施業実施協定の締結が必要となった場合は、県、市が必要な助言を行って協定締結につなげる。

(2) その他

特になし

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業事業体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の推進を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、施業集約化に取り組む者に対する森林情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営の委託に当たっては、森林所有者と林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知する。

森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る

立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねていることが必要になることを森林所有者に周知する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

市は、森林所有者の意向確認等を行い、森林環境譲与税を活用しつつ森林の適切な経営管理が行われるよう推進する。

森林経営管理制度の運用に当たっては、公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の地域森林計画対象民有林面積約 5,547 ha のうち 30% は公有林であるが、残りの 70% を占める私有林においては、林家数の 76% が 5 ha 未満、68% は 3 ha 未満の零細所有規模となっている。そのうち一部の森林所有者においては日頃から境界の保全管理や保育等を積極的に実施し所有する山の整備を行っているが、一方では、山林分譲や相続等によって取得したものの所有する山林の位置すら不明確な森林所有者も多数存在すると推察される。こうした現状を踏まえ、森林整備に積極的な森林所有者や林業従事者等と連携を保ち、現地確認等もあわせ森林の所有管理の適正化等を進めつつ、小流域等を単位として施業の共同化を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化による合理的な林業経営を促進すべき区域については、森林所有者や地域の意向を踏まえ、国・県の補助事業等を積極的に活用して実効性のある施業実施協定締結に向けて調整し、森林の整備を進めるものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (ア) 共同して施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うものとし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体などへの共同委託により実施する。
- (イ) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。
- (ウ) 共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないこと

により、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、多様な森林への誘導等に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせる間伐作業をはじめとする森林施業の用に供する「林業専用道」、さらに間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出を行うため継続的に用いられる「森林作業道」を効果的に配置して路網を形成し、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

単位：m／ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110	35
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85	25
	架線系作業システム	25	25
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60（50）	20
	架線系作業システム	20（15）	20
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5	5

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の路網密度にある（）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における

る数値。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として愛知県林業専用道作設指針（平成23年4月1日23森保第207号愛知県農林水産部長通知）に則り、開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線 名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計画 課所	対図 番号	備考
該当 なし									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第655号林野庁長官通知）を基本として愛知県森林作業道作設指針（平成23年4月1日23森保第294号愛知県農林水産部長通知）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）等に基づき森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林・林業関係業務への新規就労については、一般市民からの問い合わせ等もあることから（公財）愛知県林業振興基金、県森林組合連合会、中部森林管理局等と連携して求人募集情報や研修会・講習会情報等の収集に努め、市の窓口においても関係情報の迅速な提供等に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（公財）愛知県林業振興基金が実施している高性能林業機械リース事業や県等による補助事業等を活用し事業者等の経済的負担を軽減する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、定める。

（1）区域の設定

設定なし

（2）鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

（1）森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努めかつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の被害については、森林病虫害等防除法に基

づき、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除等の施策により、被害の早急な終息をめざす。

また、近年のカシノナガキクイムシによるナラ枯れについても被害木の焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡強化に努める。

2 鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策等を実施するとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等に努める。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
- (2) 林野パトロールの実施
- (3) 森林経営計画による防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備
- (4) 路網の整備
- (5) 防火用水の整備
- (6) 予防機材等の整備

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関しては、瀬戸市火入れに関する条例（昭和59年6月30日条例第12号）の規定を遵守しなければならない。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし
- (2) その他
特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域は、次表のとおりとする。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため択伐による施業（特定広葉樹の育成を行う施業等）の非皆伐施業を原則とする。

なお、望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項については、次表のとおりとする。

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	天然更新とする、更新が困難な場合は、広葉樹植栽をする
保育	下刈り、つる切り、除伐などを適切に実施する
伐採	非皆伐施業、択伐とする
その他	他法令により、制限を受けている森林については、法令に定める方法による。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（１）森林保健施設の整備

該当なし

（２）立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
広葉樹	15m	

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
海上の森	7 2 林班、7 3 林班、8 4～9 3 林班	547.45

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市南東部の吉野町、広久手町において平成 17 年(3/25～9/25)に「2005 年日本国際博覧会」が開催され、「自然の叡智」をテーマに多くの市民が参加した。閉会後の跡地および海上地区においてはその理念のもと、愛知県海上の森自然環境保全地域の保全計画が策定され、あいち海上の森センターを拠点に、人工林や二次林を主体とした里山の中のシデコブシを代表とする希少種の保全活動が進められている。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

近年、各地において森林・林業ボランティア活動や雑木林（里山）の保全活動への関心が高まりを見せており、本市においても市民の関心は高まりつつある。

一般市民参加型の林業体験や市民参加による森林づくり等ボランティアによる森林整備活動は、森林・林業に対する理解と森

林の有する諸機能についての認識を深めることを主な目的としているが、森林整備、森林管理についての地域的な合意形成を図るとともに公共財としての森林の位置づけへの理解を深める上でも効果がある。

このことを踏まえ、本市においては、これら森林整備活動の推進を図ることとする。実施にあたっては、愛知県（県有林事務所、林業普及指導員等）や国（中部森林管理局）また、東京大学生態水文学研究所と連携を図りつつ協力を仰ぎながら推進に努めるものとする。

（２）上下流連携による取組に関する事項

該当なし

（３）その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、森林の経営および適切な管理につなげる。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
未設定			

7 その他必要な事項

（１）制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施していくものとする。

（２）木材利用の促進に関する事項

本市においては、「瀬戸市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定めており、公共建築物の木造化等を推進する。